

第百六十六回国会 法務委員会 議 録 第 八 号

平成十九年三月二十三日(金曜日)
午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 七条 明君

理事 上川 陽子君 理事 倉田 雅年君

理事 武田 良太君 理事 棚橋 泰文君

理事 高山 智司君 理事 平岡 秀夫君

理事 大口 善徳君

理事 赤池 誠章君 稲田 朋美君

今村 雅弘君 小野寺五典君

近江屋信広君 奥野 信亮君

後藤田正純君 佐藤 鍊君

笹川 堯君 清水鴻一郎君

柴山 昌彦君 杉浦 正健君

丹羽 秀樹君 馬渡 龍治君

松浪 健太君 三ッ林隆志君

武藤 容治君 矢野 隆司君

保岡 興治君 柳本 卓治君

山口 俊一君 石関 貴史君

大串 博志君 河村たかし君

田名部匡代君 中井 治君

横山 北斗君 神崎 武法君

保坂 展人君 滝 実君

法務大臣 長勢 甚遠君

法務副大臣 水野 賢一君

法務大臣政務官 奥野 信亮君

政府参考人 (警察庁刑事局長) 縄田 修君

政府参考人 (総務省自治行政局長) 藤井 昭夫君

政府参考人 (法務省大臣官房訟務総括審議官) 大竹たかし君

政府参考人 (法務省民事局長) 寺田 逸郎君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 宮坂 巨君
法務委員会専門員 小菅 修一君

委員の異動
三月二十二日

辞任 河村たかし君

同日 補欠選任 太田 和美君

辞任 太田 和美君

同日 補欠選任 河村たかし君

辞任 清水鴻一郎君

同日 補欠選任 小野寺五典君

三ッ林隆志君 佐藤 鍊君

森山 眞弓君 丹羽 秀樹君

保岡 興治君 馬渡 龍治君

柳本 卓治君 松浪 健太君

河村たかし君 田名部匡代君

同日 補欠選任 清水鴻一郎君

三ッ林隆志君 佐藤 鍊君

丹羽 秀樹君 森山 眞弓君

馬渡 龍治君 保岡 興治君

松浪 健太君 柳本 卓治君

田名部匡代君 河村たかし君

三月二十二日

公職選挙法違反事件判決を受けて取り調べの可視化に関する陳情書(鹿児島市易居町二の三川村重春)(第二六号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

少年法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百六十四回国会閣法第四四号)

○七条委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、戸籍法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁刑事局長縄田修君、総務省自治行政局長藤井昭夫君、法務省大臣官房訟務総括審議官大竹たかし君、法務省民事局長寺田逸郎君、厚生労働省大臣官房審議官宮坂巨君の出席を求め、説明を聴取いたしますと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○七条委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○七条委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中井治君。

○中井委員 おはようございます。民主党の中井治でございます。

一時間という時間をちょうだいいたしましたして、今回出されました戸籍法の一部を改正する法律案を中心に、関連すること、あるいはまた、久しぶりに関連はしません、法務行政関係、少し気になつていふことを二つ三つ尋ねていきたいと考えております。

私、予算委員会等ほかの委員会でも、もうほとんど役所の方は御遠慮いただいて、大臣でお答え

いただいて結構だ、わからなかったらわからなくて結構だ、こう言っておりますので、私も皆さんのことを聞きますから、大臣は詳しく御存じでありましょうから、お考えをお述べいただいで、議論ができれば、こう考えておりますので、役所の方は大半もうきようはお引き取りをいただいで、議論ということになります。御理解をいただきたいと思います。

戸籍法といいますと、私は二つ三つ頭に浮かぶことがございます。一つは、戸籍のコンピューター化でございます。私、短い期間、法務大臣を務めさせていただきましたときに、この法案が衆議院から参議院へ行きました、大変もめて、成立が困難だ、こういう状況下であったことを懐かし

く思い出しております。当時の自民党さん、野党でございます、本場にむちゃくちゃというか厳しいというか、国会での運用で、細川、羽田内閣は毎日、苦心惨憺の国会をやっております、私もこのコンピューター化の法案、何とか御理解をいただこうということで、参議院のいろいろな方々のところへ御説明に上がったものでござい

ます。そのときに言われましたのが、中井さん、コンピューターはいけれども、あなたのこの治という字はコンピューターに入るのか、入らないだらう、こうさんざん言われてまして、ちゃんと入るようにいたしましたという思い出がございます。

その後、十年少し経過をしました。町村合併もかなり過般大きく行われましたが、そういう中でこの戸籍のコンピューター化、現行、どれぐらいの進捗率であると大臣は御承知でしょうか。

○長勢国務大臣 法務大臣の大先輩である中井先生から御質問いただいて光栄に存じます。

今の御質問でございますが、御存じのとおり、平成六年に導入を開始して以来、市町村においてコンピューター化を進めていただいております。

ございます。平成十八年三月三十一日現在の戸籍のコンピューター化率は、市町村別に見ますと、六三・五%の市町村でやっている。そのコンピューター化された市区町村の本籍人口率は、約六八・四%ということになっております。

最近の状況は、本籍人口率まではまだ集計は終わっておりませんが、市町村別で見ますと、平成十九年三月二十二日現在、直近では、市町村別のコンピューター化率は、約六八・三%となっております。

今申しましたように、現時点での本籍人口率について把握しているのは、先ほど申し上げました十八年三月三十一日の分、つまり六八・四%という状況でございます。

○中井委員 人口でどのぐらいコンピューター化できているのかというのは、きのうお尋ねしましたら、そういう統計がありませんで、事務局、大急ぎでやっていただいたようでございます。大変ありがとうございます。

しかし、この戸籍という大事な問題を法的に決めるのは法務省、やるのは市町村だ、こういつて、財政的バックアップも含めてせずに、ただただ見ているというところは少し違うだろう、しりをたたくというのはなかなか難しいことかもしれないが、これだけのコンピューター時代に、基本たる戸籍、コンピューター化がされていないというのは私は残念なことだと思っております。できるだけ早く対応していただくように要望したいと思っております。

同時に、今回の、原則公開から制限するという法律、この戸籍のコンピューター化が完成したときに、この公開あるいは制限、あるいは今の公開の方法でいいのか、コンピューターで請求して、コンピューターでとることができるようになるのかとか、そういったことについて、法務省として頭の中に考えておられるのかどうか、お尋ねいたします。

○長勢国務大臣 コンピューター化の進捗に合わせ、戸籍のいろいろな問題のやり方について

は、これから検討を進めたいと思っております。

○中井委員 世の中ありとあらゆる面でコンピューター化が進んでいるわけでありまして、ぜひ、この戸籍のコンピューター化を督促されまして同時に、対応をお考えいただくようお願いいたします。

お尋ねしましたついでに申し上げると失礼ですが、法務局の統廃合、そして地籍のコンピューター化、これもお進めになっておられると思います。どれぐらいの進捗率で、いつ完成されるのか、お答えをいただきます。

○長勢国務大臣 今、地図のコンピューター化を進めておるわけでございます。

このコンピューター化は、地図情報の適正な維持管理及びその内容の充実、国民への行政サービスの向上等を実現するために、登記所が保管する地図及び地図に準ずる図面の電子化を図り、このデータを地図情報システムに登録するものでございますが、平成十八年度から平成二十二年度までの五年間ですべての登記所に導入する予定にいたしております。

現在の進捗率でございますが、面積ではまだ把握をいたしておりませんが、登記所の戸数では、全体の登記所の約一六%の地図がコンピューター化されておるといふ状況でございます。

○中井委員 このコンピューター化も、OBも使って一つ一つコンピューターに入れていくという作業、大変膨大な量になると聞いておりますが、バックアップセンターをどこへつくるのかと、難しいこともあるようでございます。

先ほどの戸籍のコンピューター化も、本籍を含め、名前も多様でありますから、ローマ字のように簡単にいきませんから、時間がかかるだろう、しかし、一度仕上げれば大変な効果上げるものだと私は考えております。これもぜひ期限内にきっちり終わって、コンピューター時代にふさわしい法務局、法務行政、こういったものが行われるように御努力をいただきたいと申し上げます。

す。

それから、戸籍でもう一つ思い出しますことは、大臣に就任いたしましたして、私は、法務行政というのはほとんど知らずに大臣に就任したものですから、いろいろなレクチャーを受けました。長勢先生は御専門でいらつしやるから、そう大したレクチャーはお受けになっていないと思います。が、法務大臣の任務あるいは職責というものを聞かされたと思うのですが、その一番に何が載っているかと御記憶でしょうか。

○長勢国務大臣 一番というのは、レク資料です。大臣レクの最初の……(中井委員)大臣の任務表とか職責表みたいな、説明してもらったときに「と」呼ぶや、ちよつと正確に今覚えております。申しわけありません。

○中井委員 私、説明を受けましたときに、死刑の執行かなと思いましたが、一番は、何と皇統譜、天皇家の系図をお預かりする。これは、法務大臣、法務省の一番の、最初に書かれている任務でございます。

どこにあるか、御存じですか。どこに預かっているか。秘書官、そんなこと教えずにいいんだ。そんなこと知らなくたっていいんだよ、別に。御存じですかと聞いておるんですから。

○長勢国務大臣 所管であることはそのとおりでございますが、職責上、一応拝見をさせていただきまして、あり場所等については余り言わないようにと言われたように記憶をいたしております。

○中井委員 私、意外としゃべっていますが、ぜひ御記憶におとめいただけたらと思います。天皇家の戸籍だけは法務省で、あとは市町村の窓口、こういう形になっていくわけでございまして、そういうことを含めて、法務大臣が閣議の席では、円卓のところでは総理の隣、ナンバーワンという形のところにいらつしやることも含めて、戸籍を預かるというのは非常に大事な法務省の仕事だ、こういうふうに私は改めてその当時認識を

いたしたものでございます。

世界じゅう、日本のようにこういうきちつとした戸籍を持つている国というのは、もう既に議論があつたと思いますが、珍しいことであります。同時に、僕は、極めて複雑だ、複雑だ、こういうふうにも思っております。これからの改革の世の中で、この戸籍のあり方というものは、先ほどのコンピューター化も含めていろいろな議論をすべきだ、こう考えています。

その中の一環として、どうしても頭の中に落ちてこないのが本籍ということでございます。本籍というのはなぜ要るのだろう。名前と住所でどうしてだめなんだろう。本籍が必要だという理由を、大臣はどのように御説明をされますか。

○長勢国務大臣 先生ですら疑問に思われるくらいですから、非常に何かわかりにくい点があるような気もしないわけではございません。そういう意味で、私も説明を聞きまして、教えてもらったことを今答弁させていただきます。

本籍とは、人の戸籍上の所在場所をいうということになっておりまして、新たに戸籍を編製する場合には、必ず本籍が定められ、その本籍と定められた場所の市区町村の長において戸籍を編製し、その市区町村役場に戸籍が備えられる。そして、戸籍の記載に係る届け出がその市区町村にされても、すべて本籍地に送付され、そこで戸籍の記載がされるということになっております。

このように、本籍は、戸籍の所在する市区町村を明らかにする機能を有するものであります。戸籍の筆頭者の氏名とともに、当該戸籍を特定する役割も持つており、また、戸籍簿を編綴する順序のもととされております。そして、個人を特定し、その同一性を認識するには戸籍が利用されるのが通常でありますから、戸籍を特定する要素である本籍は、個人を特定する重要な役割を果たしておるわけであります。

戸籍の本籍がなくなつた場合には、以上のとおり、戸籍の特定ができないことになり、個人を特定するという戸籍の重要な役割を十分に果たせな

くなることに加え、戸籍簿の整理が適切に行われず、戸籍事務の処理に支障を来し、また、戸籍の謄抄本等の請求の際にも、利用者に不便をかけかねないなどの問題が生ずることになるといふふうに理解をしております。

○中井委員 お読みをいただいたんですが、大化の改新の前ぐらいから日本はこういうのをきちつとつくって、江戸時代はどうしていったんですかね、お寺にあって、町の会長というんですか、そういう人のところにあったのか、やはりお寺にあったのか、わかりませんが、明治になってこういう形でつくられて、租税、特にお米あるいは徴兵、こういったことに活用されてきたんだらう。世界一緻密で、精緻なものであることは間違いない。

アメリカやイギリスの推理小説を見てみると、他人に成り済ますのは実に簡単。出生証明をとるんですね、年格好が同じぐらいで死んだ人の。出生証明をとって、それをもとにパスポートの申請やいろいろなことをやって他人に成り済ますなんていう手口がありまして、こんなに簡単にいくのかないとも読みながら感心しているんです。そういう国もあれば、いろいろなやり方をやっていらつしやる国もあるが、日本みたいに住民票と戸籍と二つあって、極めて精緻にやっているというのはいないんだらう。

本籍をどうして書くのか、これもまたわからないこととございます。私は選挙に立候補するときには本籍地まで書かされる。なぜだらう、何の必要があるんだらう。ありとあらゆる書類に本籍というものを日本の公の機関はお求めになる。したがって、今回の法改正でも、八土業の皆さん方は公の書類をつくるにこれをお願いすることができ、こういうふうになっているわけでありまして。しかし、こんなに本籍地というのには要るのかと僕は常日ごろ思っております。この辺をもう少し世界の流れの中でお考えいただく。さっきの、コンピューター化なんかも、本籍というのがなかったらもっと簡単だ。

どうしてその身分関係を立証するものが要るのか、ここところも僕はよくわかりません。民法上いろいろあるでしょう。だけれども、世界の他の国々は、そんな親子関係や子供関係や書かない住民票や何かの中で法制度を維持しているわけでありまして。日本が世界一人口が多いというわけでもありませんし、十分やれるのじゃないか、こんなことをふわつと思っているんです。この点について、文章じゃなしに、大臣個人としてどんな感想でありましょうか。お答えをいただきます。

○長勢国務大臣 世界の中で日本の戸籍制度が非常に精緻にできておつて、それが国民に親しまれ利用されておるといふのはそのとおりでございます。同時に、今先生のように、理論的に本籍地というのが何で必要だという話になりますと、一般の方々には、不便だと思つたり、要らないと思う人もたくさんおられると思いますし、正直言つて、私自身も何でかなという感じはいたしましたけれども、説明を聞いてみると、先ほどの説明は多分先生も余りよくわからないという感じだったのでではないかと思ひますけれども、やはりこの戸籍制度を持つておる中で、個人を特定し、同一性を認識するという上で非常に役割を果たしているんだなということをおもひ理解したわけでございします。

同時に、本籍を書くということについて、一部にはいろいろな御意見もないわけではないと承知をしておりますけれども、多くの一般国民は、これを直さなきゃならぬというふうな感じでおつしやっている方はそんなにいらっしゃらないのではないかなという意味で、今後いろいろな議論はまた行われていくのでしようけれども、今急にどうという議論をしなきゃならぬ状況ではないのではないかなと私は思つております。

○中井委員 急にどうこうするという議論を僕はきょうはやっているつもりはありません。ただ、それほど精緻に一生懸命、世界で唯一の例みたいな、台湾や韓国は日本の統治時代のことがありま

すから続いているのかもしれませんが、こういう国しかやっていないのをずっと続けておる。その割には、その大事だという本籍は、日本国内であつたらどこへでも移せるんですね。移せなくすればいいのに移せるんですね。これもまたおかしいことだ。私らみたいに移さないと四代、五代と本籍のままであつと、膨大なことになるのじゃないかと思つたりもいたします。昔を懐かしむのにとつてみるのにはいいのかもしれませんが、そこら辺は少し今の時代で考えていくべきことがあるのじゃないかな、こういう気がいたします。

私も少し長期的なことで勉強してまいりますが、法務省におかれましては、守る一方ということではなしに、時代時代にふさわしい制度というものをどうするか、一度御議論をいただきたいらうござらう、こんなふうに思つております。

それでは、法案に少し入らせてもらいますが、先ほど申し上げましたように、今回は公開制度から制限という形で法律改正が提案されました。私どもの党も賛成するんだらう、私も別に異論はありませんから、余り細かく幾つかの点で議論をいたしません。どうしてもしも腑に落ちないところがございますので、この点で議論をしたいと思ひます。

これは、八土業の方々が、例えば私なら私の戸籍謄本をとつた、そうすると、だれだれさん、こういう業種の方が中井さんの戸籍謄本をいつ幾日とりましたよという通知は私にいただけるんですか。

○長勢国務大臣 現在の法律においては、戸籍の謄抄本等の交付請求が第三者からされた場合に、請求された戸籍に記載されている者に対して通知をする制度というものはございません。

この点につきまして、交付請求書の開示の問題について、パブリックコメントにおきましては、戸籍謄本等の請求が今おつしやつた土業の方も含めて第三者からされた際、請求された戸籍の本人に対してだれが自分の戸籍謄本等を請求したかという点について通知をする制度を設けるべきで

はないかという意見も寄せられていたところでございます。

しかしながら、法制審の戸籍法部会の審議においては、交付請求書についての情報の開示については、同部会においても、また、先ほど言いましたように、パブリックコメントにおいても、意見が分かれたということでありましたので、戸籍法の中に特段の規定は設けないということにされたところでございます。

そのような審議結果を踏まえて、同部会においては、交付請求書の開示の制度をさらに発展させた形態である本人通知制度を設けることは適当ではなく、また、市町村窓口における事務処理上の問題を考へても実現の困難な制度であるというふうにされたところでございます。

こういう理由から、戸籍謄本等の請求が第三者からされた際、請求された戸籍の本人に対してだれが請求したかを通知するという点については特段の規定を設けないということになりました。

○中井委員 そうすると、八土業の方がだれから御依頼を受けて私の戸籍謄本をとる、しかし、それは大半は交付されるけれども、私には連絡いただけない、それから、私の戸籍に同一で載っている者以外の一般の人が私の謄本を正当な理由でとる、それも私には知らされない、こういう御答弁であつたと思うんです。

これがわからないですね。その理由は、今お読みになった中では、戸籍謄本の請求の票を開示することが情報公開に合わない、こういうニュアンスの御議論の経過だということお話をさせていただきます。

しかし、それがプライバシー、情報公開なら、戸籍だつて情報だ。私の妻がいつ死んで、子供が幾つでというのだから、これは全くプライバシーでしよう、国会議員だから少々のことはいいいです。それはほとんど出せるんだ、しかし請求した人がだれかというのとは全然わからないというのは、僕はさっぱりこの発想がわかりません。

市町村の窓口の事務が大変だ、こういうことでございます。年間四千万近い数があると聞かせ

ていただいておりますが、それは、当人に通知する料金を窓口でお取りになればいいのでありますから、別にどんなことはないと思いますが、総務省さん、いかがでございますか。そんなに面倒くさい作業でございましょうか。

あるいはまた、ひよつとすると、条例等があつて通知している市町村もあるのか。情報公開というそれぞれの地方自治体で決められている中に、戸籍は写させてもいいが、それを請求した人の情報公開しないという、僕はそういう情報公開法があるというのは少しいびつじやないかという気がするんですが、いかがですか。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

住民票の写しも、今法務大臣から御答弁されましたが、戸籍抄本の交付請求の場合と同様に、だれか第三者が交付請求をした場合、そのお名前を仮に本人が知りたいと言つても、これは、一般的な情報の取り扱いに関する制度である個人情報保護条例とか情報公開条例とか、そういう手続にゆだねている市町村がほとんどであるというふうに承知しております。

そこで、お尋ねは、情報公開なり個人情報保護法で、開示不開示の基準で、なぜ個人の場合は黒塗りにするとか一切出さないという仕組みになっているのかという趣旨のお尋ねかと思ひます。

これは、実際は条例で決められていることなので、規定ぶりはいろいろありますが、ただ、基本的な考え方は、一般的に、情報公開条例にしても個人情報保護条例にしても、開示不開示は、基本的に支障のあるおそれのある情報以外は公開する、そういうつくり方になっております。ただ、その中で、個人に関する情報については、仮に公開された場合、非常に人格の尊厳とかそういう重大な権利利益にかかわるおそれが高いということで、ここは保護を厚くするという開示基準になっています。

その保護を厚くするというのはどういうつくり方をしているかという、大体、基本的に個人が識別される可能性がある、そういう場合は原則

不開示にする、ただし、そうはいつても不開示して支障のないような一定の場合、そういう場合は開示するという、いわば個人情報以外のつくり方と逆転させているところがございます。

基本的にそういう考え方になつてはいるんですが、実は、私も、住民票の写しの交付の請求のあり方を、ちょうど今改正法案を出しているところでございますが、研究会で検討されたことがあるんですが、そのときも、戸籍法の話と同様に、請求された場合、その人がだれかというのには、通知してもいいじやないかという意見もありました。ただ、その中の議論で、こういう住民票の写しの交付請求についてだけ特別に、だれが請求したかというの、第三者も個人です、その場合の個人は特に開示するんだとか通知するんだという特段の制度を設ける必要性も現状ではないのじやないかという意見がありましたし、あるいは国民の意見なんかの流れを見て、やはり引き続きその問題は検討すべきじやないかという御意見もありました。ただ、大勢としては、現状ではやはり一般的な個人情報保護条例なり情報公開条例なりにゆだねるということではないのじやないかということ、私もそういう制度設計にしております。

それで、最後にお尋ねのあつた、もともと戸籍法で御議論をされておられますが、住民票も同じでございますけれども、住民票も氏名、住所、性別なんかは公表するということになつてはいる、これも個人情報じやないかというようになって、住民基本台帳法では一方で個人情報を出すという判断をしながら、第三者が請求した場合はその氏名を出さないというの整合性を欠くんじやないかという御指摘かと思ひます。

そこは、一般的な情報公開法とか個人情報保護法の基準では、あくまで一般原則として決めているんですが、住民票の場合は、もともと正当な、例えば権利義務関係のある国民の関係において法律関係を遂行させるためには、住所、氏名、そういったものを法的に認証する必要性がある、そう

いう特段の政策的な必要性というものがあつて、えに、氏名、住所、年齢、性別、そういうものを公表するということを一つの立法政策判断として判断している。

それはどういふことかという、やはり個人情報といつたつて、住民基本台帳法の世界では、むしろそういう氏名、住所、年齢、性別は公表した方がより利益が多い、そういう判断をしているということ、この住民基本台帳法で特別な扱いをしているということ、それについては公表するということになつてはいます。一般法制としての情報公開条例、個人情報保護条例では、そういう特別の法律の立法政策判断がある場合はそれを優越しますということ、公表するという制度が維持されているというふうに私どもは認識しております。

○中井委員 法務関係の議論というのは専門用語やいろいろな飛び交ひまして大変難しいので、よくわからないところもあるわけでございますが、要は、戸籍というものは公開だ、それから住民票も原則的にそういう公益のために公開だ、したがつて、それとつたことを通知するということは、とつた人のプライバシーがあつて、情報公開でできないけれども、当人に知らせるというまではいいかという議論が勝つた、こういうことのようにありますが、法制審やいろいろな議論あるいはパブリックコメントなんかも半々であつたように私は聞いております。

例えば、弁護士さんが何か訴訟があつて私の戸籍謄本をとる。私だつて知りたいですよ、何で訴えられるのか。どうして私の戸籍謄本が要るんだ。お上というか公がひとりになるというのはまた別だろうと思ひますが、民間人がひとりになる、これはやはり御連絡をいただくべきだと僕は思ひます。

今度は、正当な理由があればという形に書きかえられる、今までは不当な理由で請求してはならないとなつていたけれども、正当な理由があればという形になる法律改正でございます。だから、

それは第三者もそういう形の中で他人の戸籍謄本をとることができる。それは、とられた当人は、やはりプライバシーの侵害だと思ふのは当たり前じやないでしょうか。だから、それをわざわざ、本人、身分証明書といつて確認するんですから、住所も書かせるんですから、これこれこの人がとりに来ましたよ、こうやつて役所が連絡する、その連絡は請求した人にもらえばいい、私は何でもないと思うんですが、大臣、どうでしょうか。

○長勢国務大臣 先生の言われたような御意見もあつたりして、大変な議論をしたというふうに承知をいたしておりますが、おっしゃる通りに、意見が半々に分かれたという中で、時期尚早というか、情報開示通知制度までまだ設ける段階ではないという法制審等々の御判断があつて、今その法案を提出させていただいてるところでございます。

○中井委員 そういう議論があつたということを強く御認識いただいて、法制審等にお伝えをいたたく、あるいは民事局の中でも御議論いただく、こういうことを続けていただきたいと思います。

ここに、「戸籍証明書等請求書」というのを、これはどこの市町村のかかわりませんがお待ちいただいております。これは、請求に来た人の名前、住所、その次に、請求する人の本籍等、こうなつておるんですね。さつき、本籍、氏名でインデックスみたいにして使つておるんだ、こういうお話でした。だけれども、例えば、私の戸籍謄本が要るという人がどうして私の本籍、番号を知つておるんじやうか、これがわからない。行政書士さんあるいは弁護士さんは、私の本籍、番地まで知つておるわけがない。どうして本籍と名前とわかるのか、これがわからない。どうお思いですか。わからなかつたらわからないで結構です。

○長勢国務大臣 申しわけありません。よくわかりません。

○中井委員 総務省さん、わかりますか。どうして、他人の本籍がわかつていて文書を書けるんで

○藤井政府参考人 今ちよつと確認したんですが、大体戸籍を請求する方は、別途、契約書等でいろいろな本籍なんかを把握していて、それをむしろ確認するために改めて戸籍抄本を求めるという場合が多いようでございます。したがって、まして、認証された情報ではありませんが、第三者の方

○中井委員　僕はあえてこんなことを言いたくありませんが、手元に、八士業のうちの何人かの方が、お金をもらつて他人のをとつて商売しておつたという幾つかのニュースをもらつてあります。

これは、何千人のものをどうやって知るんですか。本籍の番号がわからなきや、そんなものわかるはずがない。だから、どこか窓口へ行つて教へてもらふなり聞くなり、全部できるんじゃないか、僕はそう思うんですね。ここのとこの仕組みをもう少しきちつと明らかにしてほしい。あれだったら、横山君の質問時間にだれか答えてくれ

別にどうこうということではありません。当人も、片一方は有罪を認めておるわけでございませう。しかし、この点における検察当局の反省、感想、こういったものを率直にお尋ねしたい。

また同時に、申し上げていかどうかはわかりませんが、昨年の十二月に、この西村事件を調べました担当の検事さんが割腹自殺未遂をなさったという事件がありました。大臣はこれを御存じでしょうか。

そういつたことを含めて、極めて私は、当人の

警察庁にお尋ねをいたします。

鹿児島の方で、数年前の選挙違反事件で、現職の当選したての県会議員以下十二名が、買収ということ で逮捕、起訴されて、そして、四年余りの裁判の結果、全員無罪という形になって、鹿児島地検がこれまた控訴を断念したという事件がありました。この事件をめぐるさまざまな報道がさされて、かなり強引な乱暴な警察の調査で、全くの冤罪と言つてもいいような状況であつたと報じら

れております。いまだにこんなことをやっているのかという思い、ひとしきりであります。

かなり厳しい処分をするんだろうなと思っておつたら、警察庁長官が、もとの県警本部長、当時の県警本部長を呼んで注意文書を手渡した。長官がやったから重たいんだとおっしゃるが、公務員の身分ということに関して、給料がどうなるわけでもなければ何もならない。これに基づいて鹿児島県警も当時の捜査の担当者に厳重注意、これで終わっておる、こういう報告がなされております。私は、少し違ふのじゃないか、こういう思いがいたします。

経過は結構ですが、どうしてこういう軽い処分にとどまるのか、この点についてお聞かせをください。

○**縄田政府参考人** 処分等に関してのお尋ねでございます。

警察本部長につきましては、御案内のとおり、捜査の全般を指揮監督する立場にあります。今回の事件の場合も、本部長指揮事件ということでございまして、本部長といたしましては、捜査の節目節目で報告を聞き、適切に判断をし、捜査指揮をすることが求められております。

本件につきましても、所要の報告を受けた上で判断、指揮をしておつた、こういうふうな報告を受けておりますし、私も、当時の本部長から二度にわたつて、一時間以上にわたつていろいろな状況も聞かせていただきました。

そういったことを評価いたしますと、法令等に殊さら反する行為をしようという意図はございませんで、何とか事実説明をしようということで精いっぱい努力をしておつた、そういった中で判断にまさに不十分なものがあつたということは重く受けとめなきゃいかぬと思っております。

したがいまして、委員の御指摘もわからないわけではないのですけれども、公務員の人に対して懲戒処分ということになりますと、非常に重く、また、その理由もなかなか見出しがたいということとで、さはさりながら、判決の内容等から見まし

ても、警察としても反省すべき点は多々ある、これを生かしていかなければならないということ、これは極めて異例でありますけれども、長官から直接、文書によって注意ということがなされたというふうな考えております。

○**中井委員** 二つあります。

警察も、あるいは検察も事件をいろいろと扱われますけれども、立件して起訴されるというのは半分ぐらいだと聞いております。あと不起訴処分であつたり、いろいろな仕方、略式であつたり、起訴に持つていくのは半分ぐらい、そして起訴に持つていったら〇・一％ぐらいしか負けなない、これは世界に冠たる数字であります。よその国ではあり得ない。

起訴するにはかなり証拠を集められる努力をされている、このことは承知をいたしておりますが、一方では、例えば、調べられた人が罪を認めなかつたらいつまでも留置所へ入れ続ける、自白して、お上にはいいいと言つたら釈放する、こういう世界に摩訶不思議なシステムで証拠をつくつていくのが日本だと僕は思つております。

どんな国民であれ、だれであれ、裁判があるまでは無罪、起訴されよう何しよう本心に裁判で決まるまでは無罪ということが前提である。しかし、新聞には逮捕前からどんな情報も流す、そして警察や検察の筋書きどおり言わないといつまでも留置所に入れている、こういう中で立件していくと時々思いもかけない大失敗をやるんだ、僕は今度の鹿児島事件等を含めてそういうふうに見ております。

人間のやることですから、または裁判という別の独立した機関が判断することでありますから、それは勝ち負けはあります。当然のことであります。しかし、負けたときに、どうして無残に負けたのか、無罪になつたのかということをきちつと検証してほしい。そうじゃないと今後に生きない。

今の御答弁なんかは、もう日本じゅう聞いたことのないような用語を使つているよ、刑事局長さ

ん。日本で一番東大出がさつと出世するのはあなたのところや。そんな組織は一番古いんだよ、東大出の方がいっぱいおられて悪いが。警察という大事などころが形骸化している。僕は、捜査のあり方等を含めて、そういうふう感じております。

今度の事件はそういったことの一端が出てきた、こう思つていますから、こういうことを契機に、一つ反省、検証プロジェクトチームみたいなものでもつくつて、そしてこういうことが起こらないように、言葉だけで戒めるんじゃないに、実際に検証してやつてみてください。私は、そのように感じます。

以上申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○**七条委員長** 次に、横山北斗君。

我が国の戸籍制度は、国民の親族的身分関係を登録、公証する制度として一般に広く公開され、社会生活におけるさまざまな場面で国民に広く利用されてきました。プライバシー保護の観点から戸籍の閲覧制度等が廃止された昭和五十一年の戸籍法の改正の際にも、戸籍の公開原則は維持すべきものとされております。

本法律案においては、個人に関する情報を保護するため、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることのできる場合を制限するとされておりますが、現在においても戸籍による身分関係の公証の必要性は存在しており、この二つの要請を満たす必要があります。

加えて、本法律案では、届け出の際に本人確認を行うこととし、代理人等により届け出がされるなど本人確認ができなかつた場合には、当該確認できなかつた届け出人に対して届け出があつたことの通知を発することとするなど、虚偽の届け出を防止するための措置を講じていますが、その実効性を確保することは極めて重要です。

そこで、まず、この戸籍制度の意義、改正の趣旨、改正後の戸籍法の運用などにつきまして、大

臣の方から総合的な御所見をお伺いしたいと思います。

○**長勢国務大臣** 戸籍制度は、国民の親族的な身分関係を登録、公証することを目的とする制度でございまして、この制定から昭和五十一年の改正に至る経過については、先生御指摘のとおりでございます。それから既に約三十年たつておるわけでございます。その間に、自己のプライバシーにわたる情報を他人に知られたくないという国民の意識はますます高まり、個人情報保護が社会的に要請されるに至つております。

さらに、戸籍謄本等を不正に取得するという事件も続けて発生をし、戸籍の公開制度について、時代の要請に合わせて見直すべきであるという要望が関係各界から強く出されるという状況になつております。また、不当な目的によるものが明らかか否かという現行法の要件の定め方も、地域によつては扱いが統一されていないという指摘もあつたわけでございます。

そこで、今回、戸籍を公開されることによつて果たされる公証機能の維持に留意しつつも、個人情報保護をより適切に保護する観点から、今先生のお話しになつたような、戸籍謄本等の交付請求をすることができるときを明確にする等の見直しを行うとともに、その交付請求の際に交付請求者の本人確認を行うこと、不正請求行為に対する制裁を強化すること等により、不正な請求を防止する措置を講ずることとしたわけであります。

さらに、近年、虚偽の婚姻等の届け出によつて戸籍に真実でない記載がされる事件も相次いで発生したことから、このような事態を防止するための措置を講ずることが強く要望されておりました。そこで、本法律案におきましては、届け出の際の確認手続や、当該手続において確認ができなかつた届け出事件の本人に対する通知手続等を定めるなど、虚偽の届け出を防止し、戸籍の真实性を担保するための措置をあわせて講ずることとしておるわけであります。

改正法案の成立後の運用につきましては、戸籍

事務が日本国民の親族的身分関係を登録、公証する事務であり、国民に密接な関係を有するものでありますので、戸籍を利用する一般国民、戸籍の謄抄本等の交付事務を行っている市区町村担当者の方々に法改正の内容を十分理解していただくと同時に、可能な限り全国的に統一された処理がなされる必要があると思っておりますので、このため、成立の晩には、法務省令、通達等で実施の細目を定め、改正法の内容とともに周知徹底をし、全国一律の運用が実現できるように努めてまいりたいと考えております。

〔委員長退席、倉田委員長代理着席〕

○横山委員 それでは、戸籍の沿革について、明治四年に制定された壬申戸籍が初めての全国的戸籍であるというところらしいのですけれども、この壬申戸籍以降の戸籍制度についての位置づけ、それから記載事項、その概略について全般的にお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○寺田政府参考人 少し長くなって恐縮でございますが、今おっしゃいました壬申戸籍が、我が国の近代化とともに、明治四年に太政官布告をもちまして最初に設けられた身分登録制度と言えるものでございます。ただ、これは、今の戸籍と異なりまして、親族的な身分関係だけではなくて、徴税その他、徴兵とかさまざまな行政目的のために設けられたものでございまして、人口統計あるいは住所登録等の性格もあわせ持つていたわけでございます。

特徴としては、何といひましても、まず戸というものを単位にいたしまして、その戸に属する人々、それを個人としてとらえている、こういう親族団体の構成員としてのとらえ方、これが一番大きな特徴でございます。しかし、身分的な事項も、婚姻、縁組など、さまざまな事項が登録事項となっております。

もう少し詳しく申し上げますと、登録事項には、戸の総人員の姓名、年齢、戸主との続柄、身分関係のほか、華土族、それから平民の別、職業、どこのお寺に所属しているか、氏神、こう

いったものも記載されていたわけでございます。明治十九年にこの壬申戸籍の改革がございまして、この戸籍が戸ごとに別様式になったというところで、そういう意味では非常に便利になると同時に、バックアップといいたしまして副本制度ができて、災害に備えるという体制もできたわけでございます。

今の戸籍法が一番最初というのは、恐らくは明治三十一年の戸籍法ということになるかと思えます。このときに、今の壬申戸籍から離れまして、戸籍が親族的な身分関係のみを主とした目的とするという性格のものに切りかえられたわけでございます。行政的な性格あるいは戸口調査的な性格というものはここで払拭されたということになっております。

しかし、戸籍はここでも基本的には戸単位でございまして、戸主の交代によって戸籍が改められる。あるいは、家に入る、家を去るというようなことが、戸籍の入る、出るの原因となっているわけでございます。

なお、戸籍のほかに身分登録簿というのが設けられておりまして、身分に関する事項というのはまず登録簿に登録され、それから主要事項のみが戸籍簿に転記される、こういう格好になっております。

大正四年に戸籍法が改められまして、基本的には同じでございすけれども、身分登録簿の制度が廃止されました。現在の戸籍簿一本になったわけでございます。

戦後、昭和二十二年に今の法律第二百二十二号の戸籍法が成立いたしました。これは、言うまでもなく、民法の第四編親族及び第五編相続というものが全面的に改正されまして、これに合わせて新しい戸籍法ができたわけでございます。

このことからおわかりになりますように、戸籍法の改正は戦後の家制度の改革というものの伴うものでございまして、戸籍編製の単位は、従来の家というものに変わりまして、夫婦、親子という単位に変わったわけでございます。婚姻によつ

ても新たに戸籍が編製されて、子は親の戸籍に入るということになりましたけれども、親子三代が一緒になつてゐる戸籍はなくなったということでございます。

現行戸籍法では、戸籍法の中にそれぞれの戸籍変動の原因についての規定がございまして、それ以前の隠居でございすとか家督相続のようなものの届け出は廃止され、新たに、生存配偶者の復氏、それから姻族関係の終了、入籍、分籍、こういう規定が設けられて現在の戸籍法にそのまま引き継がれている、こういう経緯がございす。

○横山委員 それでは、戸籍の記載原因について、戸籍の記載の原因となるものはどのような身分関係が生じたときなのか、また、戸籍記載の原因によつては新たに戸籍の編製を要する場合があると思ひますけれども、それはどのような場合なのか、現行法について、お願いします。

○寺田政府参考人 戸籍の記載は基本的には届け出を原因とするということにいたしております。対象者から届け出が行われるということに基づいて戸籍の記載がされるわけでございます。これには二つございまして、一つは報告的な届け出、もう一つは創設的な届け出でございす。

まず、報告的な届け出でございすのが、これは、既に生じた事実というものを戸籍当局に届け出るといふ格好をとるものでございまして、具体的には、出生、死亡、失踪宣告、裁判上の離婚、縁組、こういったものでございす。それぞれに定められた届け出義務者が一定の期間内にこういう報告的な届け出をするということになります。

これに對しまして創設的な届け出というのは、その届け出が受理されることによって身分関係の効力が生ずる、発生、変更、消滅というような効力が生ずるわけでございまして、これに当たるものといひまして、任意の認知、縁組、婚姻、協議上の離婚、離婚、復氏、姻族関係の終了、分籍、入籍、こういったものがございす。

戸籍は、先ほど申しましたように夫婦単位でございまして、一つの夫婦及びこれと氏を同じくする子で編製されるという原則をとつておりまして、配偶者のない者についてはその者及びこれと氏を同じくする子について、それから配偶者も子もない者で父母の戸籍に入らない者についてはその者のみについて戸籍がそれぞれ編製されるわけでございす。

先ほど申し上げましたように、もともと戦前は家ごとに一戸籍を編製していたということでございす。現在の戸籍法上は夫婦とその子供を編製単位とするということになっているわけでございす。

○横山委員 戸籍に記載される者は日本人ということですが、その判断は何を基準にしているのでしょうか。また、外国人が日本に帰化したケースでは、戸籍にはどのように記載されるのでしょうか。

○寺田政府参考人 基本的に、戸籍というのは日本国籍を有する者についてのみ編製されるものでありまして、外国人については編製されないわけでございす。したがって、何が日本人かという点とどこに戸籍が編製されるかという点とは、それぞれパラレルになっているわけでございす。国籍法で日本国籍の取得原因が決定しておりますので、結局のところ、だれが日本人かということは国籍法によって決まるといふこととございす。

国籍法には、大きく分けて二つの国籍取得原因が書かれておりまして、一つは、出生そのものによつて日本国籍を取得する場合。これは、たゞたゞ御説明しているところでございすけれども、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」が原則となつてゐるところでございす。

これに對しまして、帰化によつて日本国籍を後発的に取得するという場合がございす。日本国民でない者は帰化によりまして日本国籍を取得することができるとございす。この帰化というのは基本的には法務大臣の許可でございまして、国籍法に規定されております帰化条件、住所、能力、素行、生計、重国籍防止、こういう帰

化条件というものを備えている、その者の中から法務大臣が許可を与えて日本国籍を与える、こういう段取りになるわけでございます。

○横山委員 そうすると、帰化者の戸籍の記載でございますが、帰化者につきましては、既存の戸籍に入る場合を除きまして、もちろん新しい戸籍をつくるわけでございます。帰化者の戸籍の身分事項欄には、帰化の記載とともに、出生に関する事項、認知に関する事項、現に継続する婚姻に関する事項など、重要な身分事項が記載されるわけでございます。

○横山委員 戸籍に記載される者が日本人である場合、では外国人と結婚した場合、例えば私が外国人の妻と結婚したとき、妻の欄というのは空欄になるわけでしょいか。どういう記載になるのでしょうか、教えてください。

○寺田政府参考人 父母の戸籍に在籍する日本人が外国人と婚姻する場合には、その外国人との婚姻の届け出に基づいて日本人配偶者について新しい戸籍を編製するということになるわけでございます。そのときは、日本人配偶者について、その身分事項欄に外国人との婚姻事項を記載する。つまり、外国人との日本人が結婚しましたということにいたします。それで、配偶者欄を設けておりまして、それに夫または妻と記載するわけでございます。

戸籍実務においては、日本人が外国人と婚姻いたしましたとしても、夫婦の称すべき氏の選択の余地はないということになっておりまして、日本人配偶者の婚姻前の氏で戸籍が編製されるわけでございます。

これに對しまして、既に戸籍の筆頭者となっている日本人が外国人と婚姻した場合には、新たに戸籍を編製せずにその者の戸籍に、外国人との婚姻事項、だれだれと婚姻したということを書きまして、配偶者欄に夫または妻と記載するわけでございます。

いずれの場合にも、外国人に関する記載は日本人の配偶者の身分事項欄のみに記載されております。

して、外国人に關して戸籍が設けられるというわけではございません。

○横山委員 そうすると、やはり空欄になるにはなるんですね。そういうことですよ。私の方に、いろいろな記載事項の中にこの人と結婚したと書かれるだけで、子供が仮にそれをとったときに、妻の欄というのは空欄なんですか、もう一回お聞きしたいんです。

○寺田政府参考人 配偶者として配偶者の氏名が記載されるわけでございます。同時に、配偶者の国籍も、例えばフランスとかアメリカとか書かれるわけでございます。

○横山委員 失礼しました。

それでは、次の質問に移ります。戸籍には身分関係が記載されることになっておりまして、いつだれと婚姻したか、いつどこで生まれたか、一覽的にわかるようになっております。ほかにも明らかに身分関係もあるのでしょうか、また、こうした我が国の戸籍のように身分関係を一覽できる仕組みを持つ国はほかにもあるのでしょうか、お伺いいたします。

○寺田政府参考人 戸籍には、今おっしゃいました出生の事項のほか、婚姻、離婚、縁組、離縁、認知、それから親子関係の形成、消滅、これは認知でもそうでございますけれども、そのほかに、さらに死亡事項ももちろん記載されるわけでございます。かつては成年後見に付される禁治産などがこれに記載されておりましたけれども、今はこれは別の登記ということになっているわけでございます。

我が国の戸籍のような身分関係を一覽できる仕組みを持つ国があるかということでございますが、私どもが承知している範囲では、韓国が我が国とほとんど同じようなタイプの戸籍を有しているというふう聞いております。

○横山委員 先ほど中井先生が平成六年の戸籍法改正のことを問題にいたしまして、そのときコンピュータ戸籍が認められたと。いま一度、紙戸籍とどういうふうに違うのか、それからコン

ピューターならではのメリット、工夫があるのか、それから全国一律になっていない理由について、法務省の方からお聞かせ願えればと思います。

○寺田政府参考人 まず機能面から申し上げますと、当然のことながら、コンピュータでございますので、例えば検索機能とか記録機能などがございまして、これは外部に対しては意味のないことでございますけれども、内部の事務処理にとりましては大変時間を短縮、事務処理上の能率の向上ということにつながっているわけでございます。

また、審査機能も持つておりますので、例えば、婚姻年齢に達しない者が婚姻届を出してくるというときに、それをねえというような機能もコンピュータで可能になってくるところでございます。また、身分関係を当然のことながら証明書という形で公証するわけでございますけれども、その事務処理も大変にスピードアップできるわけでございます。

形式でございますけれども、戸籍がコンピュータ化されますと、謄抄本にかわりまして、今申し上げましたような戸籍に記録された事項についての証明書、こういうものが発行されることになります。これには、戸籍に記録されている事項の全部を証明する全部事項証明書、個人、戸籍に入っている中の一人の者の全部の事項を証明する個人事項証明書、それから証明を求められた事項のみを証明する一部事項証明書、この三種類を用意いたしております。戸籍謄本と違いまして、左横書きでアラビア数字を用い、身分事項の表示方法についても記録事項のインデックスを設けるなどして、わかりやすく、見やすいものになっております。

このコンピュータ化、大変威力を発揮するところも多いところでございますけれども、基本的には市町村の事務だということで、市町村の判断でコンピュータ化をされるということをこれまでいたしているところでございます。したがって、先ほど申し上げました、現在ですと六十

数%ということになるわけでございますけれども、なおコンピュータの導入をしておられない市町村もおおいになるわけでございます。

私どももいたしましては、財政的な面はともかくといたしまして、コンピュータの処理ということが、結局のところ、戸籍の正確性あるいは事務処理能力の向上等さまざまな面でプラスの面が多いということで、できるだけ早くコンピュータ化を達成していただきたいということで、あらゆる機会を通じて、市町村にはコンピュータ化について前向きに御検討いただくようお願いをいたしているところでございます。

また、コンピュータ化の仕様そのものについては法務省の方でも十分にいろいろな機能をテストいたしましたして、導入を容易にするように図っているところでございます。

○横山委員 ただいまのお答えに關係して、そうすると、コンピュータ化するためには費用もかかるわけですから、財政的な問題もあるということになると財政的な面、それから法務省としての奨励していても今六十数%にとどまっているということは、まだ紙戸籍でやっているところというのは、認識としては、格差社会の中でおくれている自治体というか、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○寺田政府参考人 これは、内容的にいいますと、コンピュータ化された戸籍も従来の戸籍簿による戸籍も、値打ちとしては等しいわけでございます。

ただ、先ほど申しましたように、事務処理の向上等という機能面でのプラスをそれぞれの市町村でどう評価されるかということでございます。それは、結局のところ、それぞれの市町村でどういうことにプライオリティーを置いて行政をなさるかという御判断でございますので、私どもの方は、それが導入されていない市町村がおくれているとか意識が十分でないとかいうふうに申し上げるつもりは全くありません。

ただ、全国的な展開という意味で申し上げますと、

できるだけコンピュータ化することのメリットを御理解いただきたいことは常々申し上げているところでございます。

○横山委員 それでは、戸籍の公開制度についてお尋ねいたします。

この法律案では、これまでの公開制度が見直される。まず、戸籍に記載されている者による請求に関して、本法律案では、戸籍に記載されている者に加え、その配偶者、直系尊属または直系卑属は理由を明らかにすることなく交付請求を求められるものとされております。したがって、離婚後、自分の子と前の妻とが同一戸籍に記載されている場合には、別れた夫は自分の子の直系の尊属として理由を明らかにすることなく当該戸籍の謄抄本等の交付請求をできることになる。この点について、問題はないのでしょうか。

例えば、DVで別れて、妻がどこか前の夫のわからないところで子供と暮らしているのに、こういうものを通じて居場所を突きとめられるとかいう心配はないのでしょうか、お尋ねします。

○寺田政府参考人 これは一つの問題点だということに私も認識をいたしております。

今委員がおっしゃったように、例えば、離婚後も自分の子供と自分のものとの妻と一緒に載っている戸籍を自分がその子の尊属としてとることができ、それはそのとおりでございます。これは、現行法のもとでもそうでございますし、今度の改正案でもその点についての改正を加えていないというところになるわけでございます。

実は、この検討をする際に、今の十条の二の第一項の自分の戸籍をとるということの自分というのはどの範囲かということで、法制審議会でも御議論をいただいたところでございます。一番極端に言いますと、自分とは本当に自分だけであるということ、当該戸籍の自分の部分だけであるということ、自分の子、妻を含めて、その他の者は第三者請求として仕切るべきだという考え方もあり得るわけでございます。そういったしますと、委員の御懸念のような事態は生じないとい

うことになるわけでございます。

ただし、そういう御議論がなされたわけでございますけれども、多数といえますか、圧倒的多数の方は、やはり、一つの戸籍に入っている者とその尊属、卑属については、それは理由なしにとれるというのが、社会通念上、今の日本の社会のあり方として適当ではないかという御意見をお持ちでございます。私も、その意見の分布からいいますと、その点でこれを個人に限ってしまうというのはやはりちよつと無理があるということ、今のうちにいたしていいところでございます。

なお、今の御懸念でございますけれども、もと妻が離婚した夫からDV被害を受けていた場合に、離婚した夫が理由を明らかにすることなくその所在を確認できるのは不適当であるという御指摘がございますけれども、戸籍は住所記載事項としておりませんで、これは、住民基本台帳の關係で、住民票及び戸籍の付票を見れば明らかになるわけでございます。

したがって、これは戸籍法の範囲の外の問題というように言えるわけでございますけれども、この戸籍の付票の交付請求につきましては、記述の交付に関して、省令二条一項において、記載されている者の直系尊属であっても、DV被害者であった妻がさらなる暴力を受けることにより、その生命身体に危害のおそれがある場合には、請求の理由を明らかにすべきものとされているわけでございます。

今回、住民基本台帳法についても、戸籍法の改正と平仄を合わせて改正法案が提出されているところは、先ほども総務省の方で御説明になったところでございますけれども、このような規律は改正後においても維持するということが予定をされているわけでございます。また、住民票やその除票についても戸籍の付票と同様の扱いがされております。このように扱いは住民基本台帳法の改正後も引き続き維持することを予定されているというふうに私どもは伺っているところでございま

す。

○横山委員 わかりました。

それでは次に、第三者請求に関しまして、本法律案では、戸籍に記載のない第三者が戸籍の謄本等を交付請求できる場合、自己の権利を行使し、または義務を履行するために必要がある場合、国または地方公共団体の機関に提出する必要がある場合等、戸籍の記載事項を確認するにつき正当な理由がある場合等に制限することとしております。

しかし、戸籍の謄本等を請求する場合はさまざまであつて、正当な理由があるにもかかわらず必要な戸籍の謄本が交付されないという事態が生じることがないように、全国統一かつ適切な判断基準による運用が図られるべきといった意見もございます。

先ほど、大臣、最初に、通達によつてその点しつかりやるということでしたけれども、通達によつても、市町村によつて対応にばらつきが出る。例えば、前の市町村ではよかったけれども、引越した先の市町村ではもたれなかったということがあるようにどういう措置を講じられるのか、大臣の御意見を伺いたいと思います。

○長勢国務大臣 第三者請求の要件は、現行法では、拒否できる場合について、不当な目的によることが明らかというだけの要件でございましたから、そういう抽象的な要件ではなくて、今先生御指摘のように、より客観的、具体的な要件としておりますし、また、その要件認定のために交付請求者において明らかにすべき事項も法定をしておるわけであります。したがって、全国一律の明確な基準のもとで、要件の判断が今回の改正によつて十分可能になるものと考えております。

さらに、この法案が通れば、法務省令や通達等で実施の細目を定め、正当な理由があるにもかかわらず必要な戸籍の謄本が交付されない事態が生ずることのないように、きちんとした省令、通達等で担保し、一律の運用が実現できるように努めてまいりたいと考えております。

○横山委員 わかりました。

それでは、次の質問です。

本法律案では、国または地方公共団体の機関には公用請求という例外措置を認めております。しかし、ついでこの間まで国の機関だった独立行政法人は、この例外を認めないこととなりました。独立行政法人にも公用請求に準ずる例外措置を認めるべきではないかという意見が出されていたとお聞きしますが、この点については、どういう御見解なのでしょうか。

○寺田政府参考人 現行法では、実は、戸籍法の施行規則の中に別表がございまして、その別表第一に掲げられている法人の役員、職員が職務上戸籍謄本の交付請求をする場合には、公用請求として請求事由の明示を要しない、こういうぐあいになつていくわけでございます。

独立行政法人の中には、この規則の別表に掲げられているものもございます。例えば緑資源機構のようなもので、八つほどございまして、改正法のもとにおきましては、このようないわゆる別表法人に関する例外扱いを廃止いたしております。これらの法人による交付請求は第三者請求という形で整理されているわけでございます。

実は、戸籍法の見直しの途中で、審議の経過をまとめました中間試案をお示しいたしました。そのときは、別表法人のような公的な法人を公用請求に含めて今後取り扱うという考え方も示されたわけでございますけれども、実は、この独立行政法人のほかにも公的な法人がさまざまございまして、多く見れば、これはほとんど多数になつていくということで、これまでも一層、公用請求とその他の請求というもののコントラストがはっきりしている新しい制度のもとで公用請求に入るということとは、濫用されるというような懸念がございます。

したがって、個人情報保護の観点から公用請求の要件を制限するという趣旨からいたしますと、ここで独立行政法人をこれに含める、それに加えて、さらに似たような法人をどんどん加えて

いくということとは適當でないという判断に最終的には至ったわけでございます。

なお、この扱いをするにつきましては、現に別表法人に掲げられている方々を含めまして、法務省の方から御意見を伺ったわけでございますけれども、これに反対であるという御意見は基本的にはございませんでした。

○横山委員 わかりました。

では次に、本法律案では、弁護士等は、具体的事由及び依頼者の氏名を明らかにして戸籍の謄本等の交付請求をすることができるとし、紛争解決手続の代理業務を遂行するために必要がある場合は、その代理する紛争解決手続の別、紛争の種類及び利用目的を明らかにすれば足りるものとされております。

この点について、弁護士等が紛争解決手続の代理業務ではない業務を行っている場合においても、将来的に紛争解決手続の代理業務へと移行する場合がある中で、要件に差を設ける理由が乏しいのではないかと意見もございました。この点については、どういう御見解なのでしょう。

○寺田政府参考人 弁護士等が戸籍謄本を請求する場合の取り扱いというものは、今回の見直しの一つの焦点でございました。受任事件に紛争性があるということを基準にしているわけでございます。弁護士につきましても、十条の二の三項で、依頼者の立場に立つて請求することができ、ただ、手続だけは少し簡易な形で請求ができるということを認めているわけでございますけれども、しかし、それだけではどうしても、この弁護士を含めていろいろな土業の方々の、あるカテゴリーの方々にとっては非常に御不便があるという御主張が強くあつたわけでございます。

そこで、一般的には、先ほど申しました十条の二の第三項のような扱いをするとしても、さらに、よりその性質に即した規律の仕方ができないかということで検討された結果が、この十条の二の第四項、五項になるわけでございます。特に、今委員が御指摘になったのは四項にかか

わるところでございますけれども、もともと受任事件に紛争性がある場合には、そもそも紛争の相手方に証拠を収集していることを知られたくないというのが、弁護士さんを初め紛争の代理に携わる方にとりましては非常に本質的な要請であるというのを強く御指摘になられたわけでござい

ます。私どももいたしまして、こういう場合には依頼者の権利行使の意思があることがつきりしているわけでございまして、第三者請求における権利行使ということと殊さらに明らかにさせるということもないであろうということでございまして、争われている権利の実現のために、その権利の存在範囲をその相手方や事件に係る第三者に係る戸籍の記載を利用して対外的に証明しなきゃならないというのも、この種の土業の専門家の方々にとっては常に類型的に存在する必要性だということになるわけでございます。

しかも、弁護士の皆さんあるいはその他のこの四項に掲げている皆さんは、そのような紛争性のある事件についてみずから裁判手続その他紛争処理の手続において依頼者を代理されるという場合には、その権利の実現のために適切な立証活動を行う必要があることから、ここで第三項の特則といたしまして、交付請求に際して明らかにすべき事項を第三項に比べましてかなり簡略なものと

して足りることにした。一番は、何といたしても、依頼者がだれかということ明らかにする必要がある。全くなかったという点にあるわけでござい

ます。もうわけでございます。もつと申し上げれば、普通の、弁護士さん以外の方々は、弁護士さんとは違つて手続すらも相当いろいろなことを明らかにするということとを求められているのに、弁護士さんはそれを省略されている、それに加えてさらに紛争性のないものまでということになりますと、これは少し拡大し過ぎである、こういう御議論になろうかと思ひます。

したがいまして、そういう可能性があるということはもちろん否定できません。この紛争性のない事務を受任した場合でも、その準備あるいは調査を行う段階においてのさまざまな活動というのはこの紛争性と一体化しているものとして扱うことができないという解釈もできますので、やはり紛争性が広い意味で存在しているということを基準にすることは堅持しなきゃならないだろうなとこ

こでは考えているところでございます。○横山委員 では、今の質問に関連してですが、各資格者別に請求の要件が異なると思われ、不正請求の防止あるいは正当な請求を拒否することとがないう、業務の必要性の判断についてはそれぞれの土業別の業務に照らして行われる必要があると思われ、それについてはどのような方針を考へておられるのでしょうか。

○寺田政府参考人 今申し上げました十条の二の第三項、第四項、第五項には、それぞれどういう事柄を明らかにして請求をしなきゃいけないかというところが記載されているわけでございます。市町村の窓口では、基本的にはこの交付請求書に記載された内容に基づいて交付の可否を判断する、

こういうことになろうかと思ひます。その業務が、それぞれの土業法、例えば弁護士であります弁護士法に規定されている業務に該当するかどうか、その業務を行うについて本に必要かどうかというところは、その交付請求書に記載された内容から個別に判断することになり、すけれども、その内容を明らかにさせることで、市町村の窓口において、それぞれの資格者が職務上戸籍謄本が必要であるか否かについて形式的な

判断が可能だろうというように考えているところでございます。

すなわち、十条の二の第三項においては、依頼者についての具体的な権利行使の必要性について明らかにすることとしておりますので、その内容を見て、これは弁護士さんが行う業務として範囲内に入るかどうかという判断をするわけでございます。特則であります四項と五項についても同じように、対象となる紛争解決手続代理業務、ADRの代理業務でございますが、これをそれぞれの土業ごとに、例えば司法書士であれば司法書士、土地家屋調査士であれば土地家屋調査士ごとに具体的に列挙しておりますので、これらの照合も比較的容易であると考へているところ

でございます。ただ、非常に細かいところももちろん出てくる可能性はあるわけでございまして、今後、その想定をいたしまして、さまざまなパターンに類型化した通達というものを用意いたしまして、この施行に備へたいと考へているところでござい

ます。○横山委員 先ほど中井先生の方から私にずっと回つてきた質問がありまして、したがって質問通告はないんですが、今のお答えと総合して、そうすると、先ほどの中井先生の御指摘、御懸念というの、例えば、行政書士が何千という戸籍をとっている、窓口をやつてきて、そこに親しくしている職員さんがいて、ああ、あなたなら言つてばつと出すというようなことが行われているのではないかと、あるいは懸念を含む御質問だつた

と思うのですが、法務省の先ほどの御質問に対する御見解をここで聞かせていただければと思ひます。○寺田政府参考人 先ほどの中井委員の御質問は、もともと請求用紙に本籍というものが書かれて

いることが多いけれども、それはどのようにして知り得るのかということ、とりわけ、今おっしゃいましたある種の土業の方が大量に請求される場合というのはなかなか個別に知ること

が想定しにくいので、一体どうなっているのか、
こういう御趣旨だというふうに承りました。

これについて包括的に御答弁申し上げるのはな
かなか困難なところでございますけれども、ま
ず、個別のケースについて申し上げますと、当
事者の方々が戸籍謄本をおとりになるには、さま
ざまな理由があるわけでございます。しかし、多
くは、結局のところ、親族関係を確認する、とり
わけ相続における親族関係を確認するということが
多いわけでございます。こういった場合には、も
ともとの亡くなった方の本籍というのを御存じ
で、それと同じであるお子さん、相続人の方々の
本籍というものを想定しておとりになるというこ
とでございますので、こういったケースでは、調
査に不正な手段が用いられる余地は余りないだ
ろうと私どもは想像しているわけでございます。

同じようなことは、さまざまな取引において本
籍が記載されたことがございますので、その取引
の過程で記載された本籍を利用して、その確認
のために戸籍謄本をおとりになる、こういうのは
当然にあらかじめ本籍というのを御存じだとい
うことになるわけでございます。

問題はそれ以外のケースで、中井委員は、典
型的には士業の方が非常に数多くの謄本をおとり
になるときのことをおっしゃったわけでござい
ますけれども、私どもも、これは、実はやや危
惧しているケースでございます。

想像するに、多分、非常に多くの方々の本籍
載ったリストというものをこの請求される方が
持ちであろうというふうに想像しているわけで
ございまして、これは、そういう名簿の売買業
者というものもおりになると伺っておりますし、
あるいはそういう形で不正に入手されたデータ
であるという可能性は否定しきれないだろうと
私どもは非常に懸念しているわけでございま
す。また、場合によりましては、住民票の写し
等から本籍を探索していられるというような
こともあり得るわけでございまして、この場
合はそれほど多くないのかもしれないけれど
も、やはりこれも余り正当

な手段でないこともあり得るというふうに私
どもは想像いたしております。

こういったことが、今度の改正案のもとでは、
少なくとも、紛争解決手続に關しない専門
業者の方が大量に、多くの方の戸籍謄本を
とるということがこれから現実的には不可
能になりますので、その点でかなり抑止
効果はあるだろうというふうに考
えているところでございます。

○横山委員 本籍名簿の売買業者がある
そうでは、次の質問に行きます。

本法律案では、戸籍の謄本等の交付を
求める者は、市町村長に対し、運転免許
証を提示する方法その他の法務省令で定め
る方法により交付請求者本人であることを
明らかにしなければならぬとなつていま
すが、顔写真入りの身分証明書など何
もないという人は大勢いると思ひます。
この点で、全国統一的、適切な運用を図
るための方策について、とりわけ、これ
から七十歳になつて免許証を失効する
という高齢者の方も大勢出てくると思
ひますけれども、そういう点で国民に安
心を与えるような御答弁を、大臣、よろ
しくお願いいたします。

○長勢國務大臣 戸籍謄本等の交付請求
については、本人確認については、法務
省令で定める方法によるということにし
ておりますが、この方法によることが
できない場合、今御指摘のようなことも
起こると思ひますが、その場合には、そ
の他の書類、国民健康保険の被保険者
証等と市民間の法人が従業員に對して
発行した身分証明書等をその性質によ
り複数組合わせて提示する方法とか、あ
るいは請求対象者の戸籍の記載事項に
ついて市町村長の求めに應じて陳述す
る方法、あるいは市町村の職員と交付
請求者の個人的な面識を利用すること
なども想定をして定めることとしてい
たいと思ひております。

このように、顔写真入りの身分証明書を
持たない方々に対しても、本人確認が可
能となる運用とするように考へておる
ところでございます。

○横山委員 そうしますと、法務省の方
に今の関係でお伺いしたいんですけれ
ども、これまでは例えば保険証なら保
険証一通でもよかつたけれども、複数
持つてくればよいということでしょう
か。

○寺田政府参考人 実は、これまでと
おつしやいますのは、確かに一部の市
町村では、こういう本人確認を既に市
町村独自の基準でされておられます。
そういうところでは、おつしやるよう
に、必ずしも顔写真つきでないもので
も一通持つてくれば、それで身分確認
ができたということにされるところも
あるかもしれません。

ただ、今度の本人確認の方法は、これは
全国統一に決めたと思ひております。
今大臣が複数組合わせておつしやまし
たが、具体的には、どういう組合わせ
にするかというように、なにかあるこ
ともすべて類型化して基準を示す、こ
れを全国統一的に通達で示すというこ
とにしたいと思ひております。

○横山委員 その点、今までのような
やり方です。持つていたら返されてしま
うようなことがないように、しっかりと
そういう通達を行つていただけるよう
、よろしく願ひいたします。

もう一つ、ではそれに関連して、
そうしますと、今度、市町村の事務負
担はどう変化するのでしょうか。行
革等々で人員削減がされる中、事務負
担がより過重となつていかないよう
な方策はあるのでしょうか、お尋ね
いたします。

○寺田政府参考人 これは、残念な
がら、一定の事務負担はお願いせざる
を得ないところでございします。むし
ろ、この問題につきましては、市町村
の方から非常に、繰り返しございま
すけれども、本人確認の方策を全国統
一の形で法制化してほしいという御
要望がございましたので、私どもも
それにこたえているというつもりも
あるわけ

でございます。

ただ、もちろん事務負担の面を全く考
へないわけではございせんので、先ほ
ども申しました統一的な基準を定め
るにつきましては、できるだけ、不
必要なまでに重い本人確認の方法
にならないように、この点の配慮も
必要かと思ひております。

自治体の皆さんにも、この本人確認
のやり方については、今までも本人
確認をするかどうかについては御意
見を伺つておるところでございます
けれども、これからいろいろ御意
見を伺いつつ、最終的にこの点を
決めていきたいと思ひております。

○横山委員 それでは、先ほど中井
先生の方からも御質問がありました
点につきまして、改めて、第三者
から戸籍の謄抄本の交付請求があ
つた場合、この事実を戸籍に記載
されている者に通知する制度を設
けるという点につきまして、先ほ
どもは総務省の御答弁をお聞きし
ましたけれども、本法律案で取り
上げられなかつた理由につきま
して、私どもは、請求者の自己の
情報は隠して他人の情報を得る
という不公平の観点から問題に
しているわけですが、法務省の御
見解をお聞きしたいと思ひます。

○寺田政府参考人 これは、先ほ
ども大臣から御答弁申し上げまし
たとおり、幾つかのポイントが
ございしますけれども、法制審
でも議論があつたところでござ
います。

その議論の一つは、今回、戸籍情
報そのものを、今までの公開の原
則を非公開の原則に変えるとい
うように、法律の上では原則と
例外が逆転いたしておることは
事実でございます。ただし、そ
れは百八十度変わるというわけ
ではございせん、戸籍の公的な
性格というものは、やはりある
こととはあるわけでございま
す。

それで、その公的な性格の中で、
しかし、今までの原則と例外を逆
転させるわけでございしますか
ら、依然として、ある種の戸籍
情報を国民の間で共有の財産
として持つていて、それをどう
いう場

合に公開できるかということは、その戸籍情報自体の価値の基礎のもとに決まるという性格がございます。

これに對しまして、その戸籍の情報をだれが請求しているかということは、他の多くの個人情報と同じようにやはり個人情報保護の一般的な面が非常に強いので、それで今回は特に、特別の制度をつくらずに、それぞれの市町村の公開条例あるいは情報公開の何らかの規則によるということにさせていただくのが適当だろうということでございます。

もう一つは、やはりこの種の公の情報をとるということ、いろいろな公の情報があるわけでございますが、そのとつた者がだれかということと公の情報に係る対象者がどうかということとは、共通の側面があるわけでございます。今も現に、住民票と戸籍というものが同じか違うかというような議論もされたわけでございまして、共通の制度として、ほかの公の情報をとるとき、とる人の情報をとられる側がどう入手できるかという問題としてとらえていかなきゃならない面もございまして、戸籍だけで考えるというのも無理がある、こういう御議論もあつたわけでございまして、結局のところ、賛成者もかなりおいでになつたことは否定できないところでございすけれども、なお少し、ここで制度として組み立てるにはやや未熟ではないかというのが私どもの判断でございます。

○倉田委員長代理 横山君、時間が終了しておりますので、簡潔に。
○横山委員 ありがとうございます。導人についての検討を引き続き行つていただきたいと思います。

私の質問を終わります。
○倉田委員長代理 次に、保坂展人君。
○保坂展人委員 冒頭、昨日、原爆症の認定を求めた集団訴訟の東京地裁判決がございました。一部、九人の方は棄却ということになりましたが、

これまで、大阪、広島、名古屋を初めとして、仙台、そして東京と、厚労省の認定基準に対して司法の場が、これは実態に合わせて見直すべきだという勝訴判決、基本的には昨日もそうだったというふうな思っております。

その内容に踏み込んでではなくて、法務大臣に伺いたいのは、例えば、先日の中国残留孤児の皆さんの問題、そしてハンセン病の方々の訴訟、政治の判断で、非常にこれは、昨年やりましたけれども、皆さん高齢化されておまして、三十人の東京の訴訟の原告の方も、もう十一人が亡くなつていまして、二月にも六十代の方が一人亡くなりまして、大変時間を争う、そしてまた、こういう訴訟を多々やらなければいけないという被害者の方たちの苦痛を思うときに、当事者の声をしっかりと国の機関が聞いてほしいというふうな思ふわけですが、法務大臣としてどうお考えになるのか、基本的な姿勢について。

そういう当事者の方の声を聞くということは、残留孤児問題やハンセン病訴訟でも現にあつたわけですね。その点について、胸襟を開いて、この時期、国は皆さんの声を聞くべきではないかと私は思ふんですが、いかがでしょうか。

（倉田委員長代理退席、委員長着席）
○長勢国務大臣 裁判中における法廷外における原告団に対する対応ということになりますので、これは所管官庁の大臣の御判断で適切に対応されるものと思ひますので、私からはちよつと、所管大臣の御判断を待ちたいと思ひます。

○保坂展人委員 今、法廷外なので会わないようにしてほしい、こういうふうな言われたら大変だと思つたんですが、所管大臣の判断を待ちたいということでございます。

厚労省から来ていただいておりますので、昨日も被団協の方々が厚労省の担当官と会つたということも聞いておりますけれども、上告の期限までの間は誠意を持ってできるだけ声を聞いて、その上で判断をしていただきたいという一点に関して、審議官はいかがですか。

○宮坂政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生の方からお話がございましたが、昨日、厚生労働省におきましては、原告団からの御要望を受けまして、三月二十日に判決のございました仙台地裁の原告の方々、さらには、昨日判決のございました東京地裁の原告の方々と担当室長が直接お会いをいたしまして、御要請についてお話を伺ひしたところでございます。

今後の対応でございますが、判決内容を精査いたしまして、関係省庁と協議をした上で決定することになつてお考えをしております。

○保坂展人委員 これは、与野党各党の政治家からも基準を何とかするべきだという声が上がつておりますので、我々も引き続き、残り少ない時間、頑張つて働きかけをしたい、国はその争いを続けるべきではないというふうな思ひます。

戸籍の話に移ります。

先ほどの質問の中で、コンピュータ化は現在進行形であるということがございました。電子政府化というかけ声のもとに、あらゆる事務手続をコンピュータ化、オンライン化せよ、こういうことで進んでいると思ひます。

私は、これは必ずしも賛成ではありません。例えば、四十八億円かけて外務省の旅券の電子申請が可能になりましたが、九月三十日をもって中止になりました。利用された人は四百人以下で、一人当たり三千万円が費やされたということ、こういう失敗をしてはならないと思ひますが、この戸籍については、電子申請というようなことを視野に入れて検討しているかどうか。いかがですか。

いについての通達、それからオンラインシステムに備えるべき仕様、条件を明らかにした、オンラインシステム構築のための標準仕様書、こういったものも示されております。したがって、制度上、設計図はあるというような段階でございます。

しかし、市町村の側では、戸籍事務のコンピュータ化の推進をされておりますけれども、現在はまだ戸籍事務のオンラインシステムというものを導入されたところは一つもございません。私どもは、もう少しコンピュータ化が進み、さらにオンラインシステムが便利だということ導入されることについては、大いにこれを推奨したいと考えているところでございます。しかし、今はまだ一つもないということでございます。

○保坂展人委員 きょうは、民法七百七十二条の議論を戸籍の問題と絡めて進めていきたいと思ひます。

まず大臣に伺いたいんですが、私たちは、本来的には民法の抜本改正が必要な時期だ、明治時代の家族法の民法がこのままずっと残っていること自体が本来はおかしいんだと思ひます。しかし、各党の間、特に与野党の皆さんからも、現在の、離婚後三百日までは前夫の子として戸籍に強制的に記載をされるということについては救済をするべきである、これは明らかに支障が起つてくる、こういう声が上がりが、世論も大きく、この点について報道もされていまして、声も上がつていっていると思ひます。

今、大臣は、どのような姿勢でこの問題に臨んでいるんでしょうか。総論から言つてください。

基本姿勢です。

○長勢国務大臣 七百七十二条、いわゆる嫡出推定の御質問でございますが、この規定自体は、法律上の父子関係をどのように設定するかという身分法の根幹をなすものであり、また、子の福祉のために親子関係を早期に確定する、家庭の平和を尊重するという趣旨は、基本的に今日においても維持されるべきものと考えております。

これらの結果は、いずれ、ある程度まとまった形で明らかにさせていたのだと考えておりま

しかし、法律上は必ずしもそういうことを保障しているわけではございませんで、これは別に離婚後三百日の問題ではなくて、もともと民法の七百七十二条の第一項でも、夫の方から自分が父親ではないと言わない限りはその人が父親だ、そういう仕組みになっているわけでございますので、父親というのが本来的に自然発生的にあつて、それ害するから子供の権利が害されているというの

○寺田政府参考人　これは、けさほど来申し上げ

○寺田政府参考人 委員が最後におつしやいまし

た三百日以内も同様の措置がとれるのではないかと
というのはいくつのお考えとしてあり得るお考えだ
とは思いますが、ただ、問題は、その二つは決し
てパラルールではないということです。

改めて委員に詳しい説明をするまでもないこと
かもしれませんが、もともと二百日以内というの
は何の推定も規定がないわけでごいいますので、
いわば白紙の状態です。その白紙の状態は、非嫡
出子とするのが正道ではありませんけれども、しか
し、そこを判例で嫡出子としてもいいという判断
がなされれば、戸籍当局としてはそれは嫡出子と
しての扱いをするということにならざるを得ない
わけでごいいますし、また、それが実際の実態に
も合っているということは、これは正しい解決で
はないかと私どもは思っております。

これに對しまして、離婚後三百日の問題は推定
がかかっている、真つ白と比較していわば黒い、
別に黒が悪いというふうには申し上げるわけではあ
りませんけれども、かかっているわけでごいいます
が、灰色がかかっているわけでごいまして、その
灰色をはぎ取らないととへ戻らないというこ
とでございいますので、戸籍当局としてそれを二百
日以内の問題と同列に扱うというのは、やや乱暴
な議論ではないかと思ひます。しかしながら、最
初に申しましたように、そういう考えがおよそあ
り得ないかといえ、それは一つのお考えだとい
うふうに感じております。

○保坂(展)委員 大臣に伺いますが、ここを特例
的に救済しようという議員立法を、与党で、この
委員会にいらつしやる早川議員などを中心に、大
口先生もいらつしやるのかな、検討されている、
これは当然の動きだと思ふんですね。大臣は、こ
ういう与党の動き、我々野党はもちろん賛成です
けれども、どうなんですか、歓迎するんですか、
議員立法の動きは。

○長勢国務大臣 私自身で今考えておることは、
先ほど御答弁申し上げたところでごいいます。与

党においていろいろ御議論があるということも承
知をしております、与党の方々の御議論もまた
見守つていきたいと思つております。

○保坂(展)委員 この与党の議論の中で、女性の
再婚禁止期間、これは民法の七百三十三条の百八
十日から百日に短縮したらどうか、こういう話が
始まつている。私たち社民党は、再婚禁止期間と
いうこと自体が女性にだけ課せられるのは差別で
ある、全廃した方がいいという意見ですが、百日
に短縮すべきだという議論が与党内から上がつて
いることに對して、大臣はどう考えますか。

○長勢国務大臣 それぞれの政党においていろ
んな議論があることは当然でごいいますので、私
としても与党の議論は議論として見守つていき
たいと思ひます。

○保坂(展)委員 この議論は、九六年の法制審
査が十年たなざらしになつてしまつていゝとい
う結果として、何も進まなかつたという中で
起きている議論だと思ひます。

もう一つ、この法制審の中で私が非常に重大だ
と思つて何とかしなければいけないと思つてい
るのは、非嫡出子の相続差別の問題ですね。これ
は現行二分の一というふうになつていて、明らか
に法のものとの平等に反するのではないかと、こ
ういふふうに思ひます。しかし、十年たなざらし
になつていゝといふことについて、法務大臣、ど
ういふふうに考えていますか。

○長勢国務大臣 この問題は、婚姻制度や家族の
あり方と関連する大変重要な問題であります。し
たがつて、法制審の経過も知つておりますが、国
民各層の意見を幅広く聞いて、また、各方面の御
議論の推移を踏まえて考えなければならぬと思
つております。

平成十八年の世論調査の結果によりますと、嫡
出でない子の相続分について、現行の制度を変え
ない方がいいと答えた者の割合は四一・一%、相
続できる割合を同じにすべきであると答えた者の
割合は二四・五%となつていゝ状況でありまし
て、この規定を改めるという方向で国民の意見が

まとまりつつあるという状況にはまだないのでは
ないかというふうには思つております。

○保坂(展)委員 民事局長に伺ひますが、民事分
野の法制審査答申が十年塩漬けになつたという例は
過去にありましたか。

○寺田政府参考人 この問題を塩漬けと形容する
のがいいかどうかということについてはちよつと
留保させていただきますが、法制審査答申が必ずし
も実行されなかつたというのは、民事部門ではこ
れのほかには例を見ないといふふうに考えてお
ります。

○保坂(展)委員 そこで、与党内の議論で、百日
に短縮ということを持ち出すと、民法改正の選択
的夫婦別姓も含んだ、今の議論も含んだ問題に
なつてしまふのでやめた方がいいという意見もあ
るようですが、きょうは副大臣、政務官にもこの
点について、特に非嫡出子の相続差別の問題、こ
れは入つていゝわけですね、九六年の法制審査
に。政治家としてどう考えていゝか、それぞれ伺
いたい。

○水野副大臣 非嫡出子の相続二分の一というの
が法のものとの平等に反するとか、同じ国民とし
て生まれながらそこら辺はおかしいじゃないか、そ
ういふ議論があるといふことは十分わかつてお
りますけれども、世論調査や国民世論の動向その他
いろいろな議論を踏まえながら考えていくべき問
題だといふふうに考えております。

○奥野大臣政務官 今お問い合わせの財産分割の
件に限定して物を言えば、私は、その件も家族制
度とか婚姻制度に非常にリンクするものであつ
て、日本には大変根深い潔癖な文化といふのがあ
るような気がするんです。ですから、私自身がそ
れについてどう思ふかと言われれば、極めて保守
的な対応にならざるを得ない。

しかしながら、世の中では、特にフランスだろ
うと思ひますが、子供さんの権利を考えた場合に
は、もう少し子供さんの権利を考へて財産分割も
オープンにしたらどうかといふような考え方もあ
り得るわけですから、多くの世界の潮流を見きわ

めながら判断をしていくというのが正しい立場か
な、こういうふうには感じます。

○保坂(展)委員 法務大臣に最後にお尋ねしま
す、十年たつて、世の中やはいり進まなければい
けないと思ふんですね。九六年の法制審査答申が出
た直後に私も法務委員会の委員になりましたが、最
近はこの問題について自民党の中でも余り議論が
されていゝないといふふうには聞いておりますけれ
ども、今回、与党の方々が議員立法で緊急にこの三
百日問題の救済を図るということについては、私
は賛成です。それはもう何とかしなきゃいけな
い。困つていゝ人がいゝ。しかし、緊急措置、特
例救済や緊急立法をどんどん連発していくとい
うのはやはり美しくないんじゃないか。やはり民法
の抜本改正が必要じゃないか。

児童虐待防止法の改正にも今与野党で取り組ん
でおりますけれども、例えば親権といふものにつ
いて、例えばドイツなんかだと、段階的に停止を
していく、こういう制度があつて、よつて、児童
虐待をしていゝ家庭から切り離す措置といふのも
非常に明快になつていゝんですね。日本の場合
は、親権の全面的な剥奪か、ゼロか一かしかない
ので、段階的にいゝのがないんですね。そのか
わりに児童相談所長の命令によつていゝ、また
これも緊急立法的な措置でしゝいゝ。

民法の家族法の抜本改正をもうしなきゃいけ
ない時期なんですよ、大臣。それについて、少し長
勢法務大臣としてリーダーシップをとつて、踏み
出していただけませんか。(発言する者あり)

○長勢国務大臣 短いこともありますが、民法の
改正といふことになれば、それは先ほど来副大
臣、政務官も答弁しておりますように、家族、婚
姻制度、その他もろもろ、社会のあり方そのもの
にかかわる問題でございいますから、いろいろ御議
論があることは承知をしておりますが、しかし、
多数の方々が賛成してゐる制度もたくさんあるわ
けで、そういう世論動向を見ながら、各方面で御
議論が行われていくということを見守つていき

いと思っております。

○保坂(憲)委員 見守らないで、一歩前に出ていただきたいということを重ねて申し上げて、終わります。

○七条委員長 これにて本案に対する質疑は結局いたしました。

○七条委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、戸籍法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○七条委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○七条委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、上川陽子君外三名から、自由民主党・民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。高山智司君。

○高山委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

戸籍法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 戸籍の制度が我が国の社会において重要な役割を果たしていることにかんがみ、本法による戸籍の制度の整備について周知徹底を図ること。

二 第三者が戸籍の謄抄本を交付請求する場合において、正当な理由がある者の請求が拒まれ、又は正当な理由がない者の請求が認められることのないよう、全国統一のかつ適切な

運用に努めること。

三 弁護士、行政書士等の資格者が戸籍の謄抄本を交付請求する場合における業務上の必要性の判断については、各資格者の業務に照らし個別に行うこと。

四 戸籍の謄抄本を交付請求する場合等における運転免許証等を有しない者の本人確認手続については、全国統一のかつ適切な運用に努めること。

五 本法による戸籍制度の整備に伴い、市町村の事務負担が過重になることのないよう、必要な措置を講ずること。

六 戸籍の公的な性格にかんがみ、コンピュータ化の完成時期に合わせて、個人情報保護に留意しつつ、戸籍情報の社会的な性格の違いに応じた公開の在り方について検討を行うこと。

七 本法の施行状況に照らし、虚偽の届出を行った者に対する制裁が実効的なものとなるよう、必要に応じて刑罰等につき見直しをすること。

八 本法の施行状況及び他の関連制度における扱いに照らし、第三者が不正に戸籍の謄抄本を交付請求することを防止する更なる措置の導入の是非について検討を行うこと。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○七条委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○七条委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。長勢法務大臣。

○長勢國務大臣 ただいま可決されました戸籍法

の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきまして、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○七条委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○七条委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○七条委員長 第百六十四回国会、内閣提出、少年法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。長勢法務大臣。

少年法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○長勢國務大臣 少年法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、少年人口に占める刑法犯の検挙人員の割合が増加し、強盗等の凶悪犯の検挙人員が高水準で推移している上、いわゆる触法少年による凶悪重大な事件も発生するなど、少年非行は深刻な状況にあります。

このような現状を踏まえ、平成十五年十二月、青少年育成推進本部が策定した青少年育成施策大綱において、触法少年の事案について、警察の調査権限を明確化するための法整備を検討すること、触法少年についても、早期の矯正教育が必要かつ相当と認められる場合に少年院送致の保護処分を選択できるよう、少年院法の改正を検討すること、保護観察中の少年について、遵守事項の遵守を確保し、指導を一層効果的にするための制度

的措置について検討することが示されたほか、同月、犯罪対策閣僚会議が策定した犯罪に強い社会の実現のための行動計画においても、非行少年の保護観察のあり方の見直し及び触法少年事案に関する調査権限等の明確化について検討することが取り上げられましたが、これらの検討事項は、いづれも、かねてから立法の手当てが必要と指摘されていたところでもあります。

また、平成十四年三月に閣議決定された司法制度改革推進計画において、少年審判手続における公的付添人制度について積極的な検討を行うこととされました。

そこで、この法律案は、少年非行の現状に適切に対処するとともに、国選付添人制度を整備するため、少年法、少年院法及び犯罪者予防更生法等を改正し、所要の法整備を行うとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、少年法を改正して、触法少年及びいわゆる虞犯少年に係る事件の調査手続を整備するものであります。

すなわち、触法少年の事件について警察官による任意調査及び押収等の強制調査等の手続を、虞犯少年の事件について警察官による任意調査の手続をそれぞれ整備するとともに、警察官は、調査の結果、家庭裁判所の審判を相当とする一定の事由に該当する事件については児童相談所長に送致しなければならぬこととし、児童相談所長等は、一定の重大事件に係る触法少年の事件については、原則として家庭裁判所送致の措置をとらなければならぬこととしております。

第二は、少年法及び少年院法を改正して、十四歳未満の少年の保護処分を多様化するものであります。

すなわち、十四歳未満の少年についても、家庭裁判所が特に必要と認める場合には、少年院送致の保護処分をすることができるとしてあります。

第三は、少年法、少年院法及び犯罪者予防更生

法を改正して、保護観察に付された者に対する指導を一層効果的にするための措置等を整備するものであります。

すなわち、遵守事項を遵守しなかつた保護観察中の者に対し、保護観察所の長が警告を発することができるとした上、それにもかかわらず、なおその者が遵守事項を遵守せず、保護観察によつてはその改善更生を図ることができないと認めるときは、家庭裁判所において少年院送致等の決定をすることができるとするほか、少年院及び保護観察所の長が保護処分中の少年の保護者に対し指導助言等を行うこととしております。

第四は、少年法及び総合法律支援法を改正して、国選付添人制度を整備するものであります。

すなわち、一定の重大事件について、少年鑑別所送致の観護措置がとられている場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、家庭裁判所が職権で少年に弁護士である付添人を付することができるとしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○七条委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十八日水曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

少年法等の一部を改正する法律案

少年法等の一部を改正する法律

(少年法の一部改正)

第一条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)

の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 少年の保護事件

第一節 通則(第三条―第五条の三)

第二節 通告、警察官の調査等(第六条―第七條)

第三節 調査及び審判(第八条―第三十一条の二)

第四節 抗告(第三十二条―第三十六条)

第三章 成人の刑事事件(第三十七条―第三十九条)

第四章 少年の刑事事件

第一節 通則(第四十条)

第二節 手続(第四十一条―第五十条)

第三節 処分(第五十一条―第六十条)

第五章 雑則(第六十一条)

附則

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 通告、警察官の調査等

第六条第三項を削り、同条の次に次の五条を加える。

(警察官等の調査)

第六条の二 警察官は、第三条第一項第二号又は第三号に掲げる少年である疑いのある者を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査をすることができる。

2 前項の調査は、事案の真相を明らかにし、もつて少年の健全な育成のための措置に資することを目的として行うものとする。

3 警察官は、国家公安委員会規則の定めるところにより、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員(警察官を除く。)に調査(第六条の四第一項の処分を除く。)をさせることができる。

(呼出し、質問、報告の要求)

第六条の三 警察官は、調査をするに必要があるときは、少年、保護者又は参考人を呼び出し、質問することができる。

2 警察官は、調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

ことができる。

(押収、捜索、検証、鑑定嘱託)

第六条の四 警察官は、第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をするに必要があるときは、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託をすることができる。

2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)中、司法警察職員の行う押収、捜索、検証及び鑑定の嘱託に関する規定(同法第二百二十四条を除く。)は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「司法警察員」とあるのは「司法警察員たる警察官」と、同法第四百九十九条第一項中「検察官」とあるのは「警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長」と、「政令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、同条第二項中「国庫」とあるのは「当該都道府県警察又は警察署の属する都道府県」と読み替えるものとする。

(警察官の送致等)

第六条の五 警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならない。

一 第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、その少年の行為が第二十二條の二第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものであると認料するとき。

二 前号に掲げるもののほか、第三条第一項第二号に掲げる少年又は同項第三号に掲げる少年で十四歳に満たない者に係る事件について、家庭裁判所の審判に付することが適当であると思料するとき。

2 警察官は、調査の結果、十四歳以上の少年に係る事件について、第三条第一項第三号に規定する審判に付すべき事由があると思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

3 警察官は、第一項の規定により児童相談所長に送致した事件について、児童福祉法第二十七條第一項第四号の措置がとられた場合において、証拠物があるときは、これを家庭裁判所に送付しなければならない。

4 警察官は、第一項又は第二項の規定により事件を送致した場合を除き、児童福祉法第二十五條の規定により調査に係る少年を児童相談所に通告するときは、国家公安委員会規則の定めるところにより、児童相談所に対し、同法による措置をとるについて参考となる当該調査の概要及び結果を通知するものとする。

(都道府県知事又は児童相談所長の送致)

第六条の六 都道府県知事又は児童相談所長は、前条第一項第一号に係る部分に限る。の規定により送致を受けた事件については、児童福祉法第二十七條第一項第四号の措置をとらなければならない。ただし、調査の結果、その必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、同法第三十三條及び第四十七條の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

第三十二條の五の見出しを「抗告審における国選付添人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 抗告裁判所は、第二十二條の三第二項に規定する事件(家庭裁判所において第十七條第一項第二号の措置がとられたものに限る。)について、少年に弁護士である付添人がなく、かつ、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、抗告審の審理に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができる。

第三十五条第二項中「第三十二条の三」の下に「第三十二条の五第二項」を加える。
第二章中第三節を第四節とし、第七条の次に次の節名を付する。

第三節 調査及び審判

第八条第一項中「前二条を」第六条第一項に改め、「通告又は」の下に「前条第一項の」を、「司法警察員」の下に「警察官」を加え、「同様である」を「同様とする」に改める。

第十四条第二項中「昭和二十三年法律第百三十一号」を削る。

第十八条第二項中「第六条第三項」を「第六条の六第二項」に、「附して」を「付して」に改める。

第二十二條の三の見出し中「検察官が関与する場合の」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪のもの又は第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものについて、第十七条第一項第二号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手續に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができる。

第二十二條の三に次の一項を加える。

5 第二項の付添人の選任は、少年がその選任に係る事件について審判を終局させる決定前に釈放されたときは、その効力を失う。

第二十四條第一項に次のただし書を加える。

ただし、決定の時に十四歳に満たない少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、第三号の保護処分をすることができ

きる。

第二十六條の三の次に次の一条を加える。

(保護観察中の者に対する措置)

第二十六條の四 家庭裁判所は、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)第四十

一条の三第二項の申請があつた場合において、第二十四條第一項第一号の保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守しないことと程度が重く、その保護処分によつては本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、決定をもつて、同項第二号又は第三号の保護処分をしなければならない。

2 家庭裁判所は、前項の規定により二十歳以上の者に対して第二十四條第一項第三号の保護処分をするときは、その決定と同時に、本人が二十三歳を超えない期間内において、少年院に収容する期間を定めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による保護処分に係る事件の手續は、その性質に反しない限り、第二十四條第一項の規定による保護処分に係る事件の手續の例による。

第三十條第四項中「第二十二條の三第三項」を「第二十二條の三第四項」に改める。

第三十一條第一項中「第二十二條の三第二項」を「第二十二條の三第三項」に改める。

(少年院法の一部改正)

第二条 少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二 少年院における処遇は、個々の在院者の年齢及び心身の発達程度を考慮し、その特性にに応じて、これを行わなければならない。

第二条第二項及び第五項中「十四歳以上」を削る。

第十条第二項中「第十一條及び第十二條」を「及び第十一條から第十二條の二まで」に改める。

第十二條の次に次の一条を加える。

第十二條の二 少年院の長は、必要があると認めるときは、少年(少年法第二条第一項に規定する少年をいう。)である在院者の保護者

(同条第二項に規定する保護者をいう。)に対し、その在院者の監護に関する責任を自覚させ、矯正教育の実効を上げるため、指導、助言その他の適当な措置をとることができ

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第三条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の次に次の一条を加える。

(保護者に対する措置)

第三十六條の二 保護観察所の長は、必要があると認めるときは、保護観察に付されている少年(少年法第二条第一項に規定する少年であつて、第三十三條第一項第一号又は第二号に掲げる者に限る。)の保護者(同法第二条第二項に規定する保護者をいう。)に対し、その少年の監護に関する責任を自覚させ、その更生に資するため、指導、助言その他の適当な措置をとることができ

第三十八條第一項中「保護観察所の長は」の下に「法務省令で定めるところにより」を加え、これに基づいて」に改める。

第四十一條の二の次に次の一条を加える。

(保護観察中の者に対する措置)

第四十一條の三 保護観察所の長は、少年法第二十四條第一項第一号の保護処分を受けた者が、遵守すべき事項を遵守しなかつたと認めるときは、その者に對し、これを遵守するよう警告を発することができる。

2 保護観察所の長は、前項の警告を受けた者が、なお遵守すべき事項を遵守せず、その程度が重いと認めるときは、少年法第二十六條の四第一項の決定の申請をすることができ

(総合法律支援法の一部改正)

第四条 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九條」を「第三十九條の二」に改める。

第五條の見出し中「国選弁護人」を「国選弁護人等」に改め、同条中「以下同じ。」の下に「及び国選付添人(少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の規定に基づいて裁判所が少年に付する弁護士である付添人をいう。以下同じ。)」を加える。

第三十條第一項第三号中「国の委託に基づく国選弁護人」の下に「及び国選付添人(以下「国選弁護人等」という。)」を加え、同号イ中「国選弁護人」を「国選弁護人等」に、「国選弁護人契約弁護士」を「国選弁護人等契約弁護士」に改め、同号ロ中「国選弁護人」を「国選弁護人等」に、「国選弁護人契約弁護士」を「国選弁護人等契約弁護士」に改める。

第三十四條第二項第二号中「国選弁護人」を「国選弁護人等」に改める。

第三十六條の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五項中「国選弁護人」を「国選弁護人等」に改める。

第三十七條見出しを含む。中「国選弁護人契約弁護士」を「国選弁護人等契約弁護士」に改める。

第三十八條の見出し中「国選弁護人」を「国選弁護人等」に改め、同条第一項中「刑事訴訟法」の下に「又は少年法」を加え、「国選弁護人」を「国選弁護人等」に改め、同条第二項中「国選弁護人契約弁護士」を「国選弁護人等契約弁護士」に改め、同条第三項中「国選弁護人契約弁護士」を「国選弁護人等契約弁護士」に、「国選弁護人」を「国選弁護人等」に改める。

第三十九條の見出し中「報酬等請求権」を「国選弁護人の報酬等請求権」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「国選弁護人契約弁護

士」を「国選弁護士等契約弁護士」に改め、第三章第三節第一款中同条の次に次の一条を加える。

(国選付添人の報酬等請求権の特則等)

第三十九条の二 国選弁護士等契約弁護士が国選付添人に選任されたときは、少年法第二十二條の三第四項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、少年法第三十一條の規定の適用については、同条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が国選付添人に選任されたときは、当該国選付添人に係る当該各号に定める費用も同項の費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している国選弁護士等契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護士等契約弁護士以外の国選弁護士等契約弁護士 少年法第二十二條の三第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

3 裁判所は、第一項の場合において、国選付添人に係る費用の額の算定に関し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。

附則第四条中「国選弁護士」を「国選弁護士等」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条(総合法律支援法第三十四条第二項第二号並びに第三十六条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五項の改正規定に限る。)の規定 総合法律支援法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第一条(少年法第二十二條の三の見出し中「検察官が関与する場合の」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第三十條第四項及び第三十一條第一項の改正規定、同法第三十二條の五の見出しを「抗告審における国選付添人」に改め、同条に一項を加える改正規定並びに同法第三十五條第二項の改正規定に限る。)及び第四条(総合法律支援法目次の改正規定、同法第三十條第一項第三号、第三十七條、第三十八條並びに第三十九條の見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定並びに同条の次に一項を加える改正規定に限る。)の規定 総合法律支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に家庭裁判所に係属している事件についてなされる保護処分については、第一条の規定による改正後の少年法第二十四條第一項ただし書の規定並びに第二条の規定による改正後の少年院法第二条第二項及び第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定による改正後の少年法第二十六條の四の規定及び第三条の規定による改正後の犯罪者予防更生法第四十一條の三の規定は、この法律の施行の日以後に第一条の規定による改正後の少年法第二十四條第一項第一号の保護処分の決定を受けた者について適用する。

(児童福祉法の一部改正)

第四条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
第二十六條第一項中「(昭和二十三年法律第百六十八号)」の下に「第六條の五第一項若しくは」を加える。
第二十七條の二第二項中「少年法」の下に「第

二十四條第一項又は第二十六條の四第一項の規定により同法」を加える。

理 由

少年非行の現状にかんがみ、これに適切に対処するため、警察官による調査手続、十四歳未満の少年の少年院送致、保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置等に関する規定を整備するとともに、裁判所の判断により国選付添人を付する制度を新設するための所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十九年三月二十九日印刷

平成十九年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D